

競技会の報告について

競泳記録の報告

1. 競技会の記録員はコンピューター係と協力してリザルトシステムから J P N S Y S 報告書のファイル (Games. dat と Results. dat) を出力し、(財)日本水泳連盟のホームページで所定の方法で報告する。(競技会終了後3日以内)

<大会エントリー時の留意点>

各大会エントリーに使用する「漢字氏名・性別・生年月日」は、競技者登録時の「漢字氏名・性別・生年月日」と一致していることが必要です。

各大会エントリーで使用した「漢字氏名・性別・生年月日」と競技者登録時の「漢字氏名・性別・生年月日」が一致しない場合は、結果としては日水連ホームページに掲載されますが、ランキングデータとしてデータバンクに取り込めません。この結果ランキングに反映されませんので大会エントリー時に十分ご留意して下さい。

(例： 競技者登録時の漢字氏名 : 渡邊 郎

競技会報告(大会エントリー)の漢字氏名：渡辺 郎

「渡辺 郎」の記録は、競技登録データと一致しないため、ランキングに反映されません。)

新記録の申請

競技会の記録員は新記録(タイ記録)が樹立されたときは、所定の申請書に決められた事項を記入し、(財)日本水泳連盟事務局に提出してください。申請期日の遅れ等、規定に違反した申請書は、受理が出来ないので次の事項を留意してください。

1. 日本記録は、日本国籍を有し、外国を代表して国際競技会に出場したことの無い日本選手が樹立した記録。
2. 高校新記録・中学新記録・学童新記録は、学校教育法第一条に定められた学校に在籍する選手が樹立した記録。(国籍は問わない。)
3. 対象となる記録のおののについて申請書を提出する。
 - (1) 例えば高校生が日本記録を樹立した場合は、日本記録と高校記録の両方の申請書を提出する。
 - (2) 1500m種目における新記録と800mの正式時間の新記録は、800mと1500mの両方の申請書を提出する。
 - (3) リレー種目における新記録と第一泳者の正式時間の新記録は、リレー種目と第一泳者の両方の申請書を提出する。
4. 国外における競技会で新記録を樹立したときは、責任者が申請書を提出する。
5. 申請書の提出期日は、その競技会終了後10日以内とする。

なお、新記録(タイ記録)が樹立された時は、(財)日本水泳連盟への申請とは別に、所定用紙「新記録樹立の連絡」により、(財)日本水泳連盟と報道幹事会社へFAX等で即時報告してください。